

防 衛 省 防 衛 研 究 所 仕 様 書

件 名	ASEANワークショップ会議運営業務委託	作 成	企画部 企画調整課						
<p>1. 適用範囲 本仕様書は、ASEANワークショップの会議運営業務委託について規定する。</p> <p>2. 開催日時 令和5年2月22日（水）1300～1530</p> <p>3. 契約相手側に関する条件 契約相手側は応札の条件として直近1年間のウェビナー会議運営に係る実績（※）が確認できる資料を官側に提出すること。 ※具体的な実績内容は次のとおり。 複数回の実績及びそれぞれの会議名称、実施日、発注者、実績人数等</p> <p>4. 配信及び同時通訳に関するシステム</p> <p>(1) システムの手配・操作</p> <p>ア 配信に関するシステム 官側が指定した日時に、契約相手方はZoom ウェビナープラン（参加人数300名）（以下「Zoom ウェビナー」と記述。）を契約し、インストールしたWindows ノート型パソコン（以下「PC」と記述。）及び安定したネット環境を実現できるモバイルWi-Fi ルーターを用意し、会議を開催できる態勢を確立するとともに、実効的なサーバダウン対策の態勢を確保し、主宰者が安定的に会議を実施できるようにする。 また、Zoom ウェビナー使用中における通信途絶への対策として、電話により通信を確保する態勢等、会議開催中に通信障害等が生じた場合にも確実に継続できる対応態勢を構築する。Zoom のアカウントは、契約相手方がホストとなり用意するとともに、事前に招待URL等の発行・送付をおこなうこと。 会議実施中、契約相手方はZoom ウェビナーを適宜操作し、進行に沿って表示する映像を切り替える等、適切に会議を運営できる態勢を構築する。</p> <p>イ 同時通訳システム 発表者等の発言については、同時通訳音声もZoom ウェビナーの言語通訳機能により配信できる態勢を構築する。</p> <p>(2) 機器類の手配・整備</p> <p>ア インターネット環境等 拠点会場に余裕を持った速度・容量のデータ通信接続を、持続的かつ安定的に確保すること。なお拠点会場には有線がない。 専用レシーバにより会議音声を聴取できるようにすること。また、Zoom ウェビナーの会議映像を会場内スクリーンに表示すること。</p> <p>イ 機材 表1のとおり。</p> <p>(3) 借上機材等</p> <p>ア 借上機材は表1のとおり。</p>									
表1 借上機材									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機材名</th> <th style="width: 40%;">規 格</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信器及びイヤホン付き受信機（専用レシーバ）</td> <td>FM式等</td> <td>40台</td> </tr> </tbody> </table>				機材名	規 格	数 量	発信器及びイヤホン付き受信機（専用レシーバ）	FM式等	40台
機材名	規 格	数 量							
発信器及びイヤホン付き受信機（専用レシーバ）	FM式等	40台							

PC (マウス含む)	配信を運用するに当たり過不足のないスペック。(会議運営に必要なZOOM及びOfficeインストール済み)	10台 (運営側必要数含む)
発表者用マイク	借り上げPCに接続できるもの	4台
ヘッドセット	借り上げPCに接続できるもの。	7台
オンライン会議用照明		3台
PC外付けWebカメラ	概ね1000万画素程度のもの。	5台
モバイルWi-Fi	Zoom ウェビナーをホストとして運用するに当たり、拠点会場に余裕を持った速度・要領のデータ通信接続を確保できるモバイルWi-Fi ルーター (安定したインターネット環境を構築できるもの)	15台
録画機材	収録用レコーダー	1台
その他同時通訳に必要とされる機材	通訳用モニター、ミキサー等	1式
その他映像音響ケーブル等		1式
その他円滑な配信を遂行するに当たって必要とされる機材		1式

※回線の調査を事前に設定し実施するものとする。

#### イ その他

(ア) 契約相手方は、会議実施の30分前より実施の間、表1の機材を支障なく操作できる技術者を配置し日英両語での対応が可能な態勢を準備する。

(イ) 同時通訳ブースは拠点会場施設を使用する。

(ウ) イヤホン付き受信機、PC、ヘッドセット等の貸出・管理は、契約相手方の責任とし、事前に会場での管理方法について官側と調整するものとする。

(エ) 契約相手方は、会議音声(源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声)の録音を実施する。

(オ) 契約相手方は会議映像の録画を実施し、YouTube 後日配信用の動画(源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声のもの合わせて3種類)を作成する。

#### (4) 借上日時(基準)

令和5年2月22日(水) 1230~1600

#### (5) 設置場所

防衛省防衛研究所F1棟6階 国際会議場(拠点会場)

#### (6) 搬入、設置要領等

契約相手方は、別図「国際会議場レイアウト等」を参考に、官側の確認を得て前日に機材等の搬入、設置、画像・音声等の点検・調整を実施するものとし、また、借上終了後、速やかに撤去するものとする。実施の細部については、官側と調整するものとする。

### 5. 同時通訳

#### 5.1 通訳

##### (1) 人員

2名

##### (2) 内容

ア 日英同時通訳(オンライン会議ツールを用いて各国参加者と実施する会議において日英の同時通訳を行う。)



イ 通訳者は当日の本番開始の15分前(基準)には会議の事前打合せに参加し、発表者等との間で通訳調整を行うこと。

(3) 通訳者の条件

会議の内容が軍事及び外交面等、幅広い分野で高度な専門知識を必要とするため、この分野の国際会議等の通訳実績を有する通訳者を手配するものとする。

具体的には講演会等の同時通訳及び逐次通訳の経験年数が10年以上あり、民間企業役員、政財界、各国大使館を含む各国主要VIP等の会見、各種スピーチ、随行・対談通訳等において経験豊富で、かつ安全保障、外交、歴史等の分野に関する専門用語について事前のリサーチが可能であること。

なお、契約相手方は、契約締結後速やかに、通訳を実施させる者の名簿等(氏名、経験年数及び直近1年間の通訳実績が確認できる資料)を官側に提出し、事前に了解を得るものとする。

5.2 期間等

令和5年2月22日(水) 1245~1545(事前打ち合わせ及び会議)

5.3 実施場所

防衛省防衛研究所F1棟6階 国際会議場(拠点会場)

6. 納品等

納品等は、表2のとおり。

表2 納品等

納品	納期
音声データ(源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声の3種)	会議後速やかに
YouTube 後日配信用動画データ(源音声・同時通訳日本語音声・同時通訳英語音声の3種)	会議終了後1か月以内

※記録映像は、会議の全記録のほか、SNSへのアップロード用に簡易編集し必要な圧縮・ノイズ処理(注)を施したデータを作成し、完成した動画については、電子記憶媒体(DVD-R)で納品すること。(注)ノイズ処理:動画の視聴に耐えうる程度

※通訳音声2次利用にかかる費用を含むものとする。

※本件実施に伴い生成されたZoomクラウド上のデータは、納品後に全て削除すること。

※障害発生時、対策を含めた障害報告書を提出すること。

7. 検査

(1) 第4項、第5項に基づき、目視検査及び立会検査を実施する。

(2) 第6項に基づき、納品内容の検査を実施する。

8. 個人情報の保護

(1) 契約相手方は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務処理上の個人情報の取扱いに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に係る法律等関連法規を遵守しなければならない。

(2) 個人情報に係る業務を契約相手方以外の他者に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、あらかじめ書面により官側の承諾を得た場合は、この限りでない。

9. その他

(1) 実施日時については計画であり、変更が生じた場合、契約相手方はその都度対応するものとする。

(2) 契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を漏洩又は転用してはならない。また、当該情報は、本契約終了時に破棄しなければならない。また、当該情報は、本契約終了時に破棄しなければならない。本規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

- (3) 本契約履行に係る各種データの管理は、亡失、流出等がないように十分な管理を行うこととし、亡失等の事象が発生した場合には速やかに官側へ報告すること。
- (4) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。
- (5) 当日会場入りする業者総員の感染防止に関する条件（通訳者含む。）
- ア 会議実施日の過去2週間以内に新型コロナウイルスへの感染及び濃厚接触者との接触がないこと。
  - イ 会議実施日の過去2週間以内に渡航していないこと。
  - ウ 会議実施日の過去2週間以内に発熱や感冒症状が見られないこと。
  - エ 会議実施日の体温が37.5℃以下であること。

個人情報取扱特記事項

- 1 善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
- 2 個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置を採らなければならない。
- 3 この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 4 委託業務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
- 5 この契約の履行に必要な場合を除き、契約相手方の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。
- 6 この契約の履行が終了した場合は、契約相手方は個人情報等を官側に返却又は廃棄しなければならない。
- 7 この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。
- 8 個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により官側の承認を受けなければならない。
- 9 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側が特に必要と認めた場合には、契約相手方に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手方の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。
- 10 個人情報等に関する事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告するものとする。
- 11 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。